

広告枠

広告枠

発行：横浜市動物愛護センター 横浜市神奈川区菅田町75-4 Tel.045-471-2111 Fax.045-471-2133 企画・編集：ぴあ株式会社
※横浜市とぴあ株式会社は、ドッグフレンドリーな取り組みを通じた横浜の新たな魅力創出に関する連携協定を締結しています。



狂犬病予防注射を接種する場所

| | | | |
|------------|-------------------|-------------|---------------|
| | 横浜市の委託を受けた動物病院 ※1 | その他の動物病院 ※2 | 集合注射会場 (別紙参照) |
| 注射料金 | 動物病院によって異なります ※3 | | 3,100円 |
| 注射済票 交付場所 | 注射を接種した病院 | 区役所生活衛生課 | 注射を接種した会場 |
| 注射済票 交付手数料 | 550円 | 550円 ※4 | 550円 ※4 |

- ※1 「横浜市の委託を受けた動物病院一覧」は、二次元バーコードからご確認ください。今年度のお知らせには同封はしていません。
- ※2 その他の動物病院では、注射済みの証明書(紙)を発行します。区役所に証明書をご持参のうえ注射済票の交付手続きを行ってください。
- ※3 注射料金、診療時間、予約の要否等は各動物病院にお問合せください。
- ※4 注射済票交付手数料の領収書は発行しません。

各区生活衛生課連絡先はこちら
 犬の登録と狂犬病予防注射に関する問合せ(転居、飼い主の変更、犬の死亡のお届けなど)は、区役所生活衛生課へご連絡ください。
 ※封筒にも各区生活衛生課の連絡先が記載されています。

注射の際に必要なもの

- 1 注射料金と手数料
料金は左の表をご覧ください。
- 2 同封の【狂犬病予防注射済票交付申請書(三連の用紙)】
切り取り線は切り離さずにお持ちください。

狂犬病予防注射済票交付申請書

| | | |
|-----------------------------|-----|-------|
| 問診票 | 申請書 | 飼い主控え |
| 問診票をご記入ください。 (集合注射会場の場合) | | |

犬の新規登録、所有者情報の変更及び犬の死亡の届出は、電子申請でも可能です。
 手続きには、横浜市電子申請・届出システムに利用者登録をしていただく必要があります。

ペットの災害対策を忘れずに! ペットと飼い主の安心手帳

写真貼付

※飼い主と一緒に写真を貼るとはぐれた場合に探しやすいです。
(飼い主である証明になります)

飼い主の情報

名前 _____

住所 _____ 連絡先 _____

ペットの情報

ペットの名前 _____

| | |
|--------|---------|
| 種類 | 毛色 |
| 生年月日 | 体重 |
| 性別 | オス ・ メス |
| 不妊去勢手術 | 済 ・ 未 |

外見の特徴・性格 _____

健康管理 1

| | |
|--------------------|--------------------|
| 鑑札番号(犬のみ) | _____ |
| マイクロチップ番号(15桁) | _____ |
| 狂犬病予防注射済票番号 | _____ |
| 狂犬病予防接種履歴 | 年 月 日(直近) |
| ワクチン接種履歴 | 種類 _____ 年 月 日(直近) |
| 駆虫薬投薬履歴(フィラリア・ダニ等) | 種類 _____ 年 月 日(直近) |
| 種類 | 年 月 日(直近) |

健康管理 2

| | |
|-----------|---|
| 食事の種類 | _____ |
| 食事の量 | 1日 _____ 回 計 _____ g |
| 好きなやつ | _____ |
| かかりつけ動物病院 | 病院名 _____ 電話番号 _____ 既往歴 _____ 服用中の薬 _____ |
| ペット保険情報 | 会社名 _____ 証券番号 _____ |

散歩のマナーを 守りましょう

散歩前・散歩時3つのポイント

**1 自宅で排せつできるように
しつけをしましょう**
散歩は運動やコミュニケーションのために行います。排せつが家でできると天候不良や体調不良時にも安心です。

**2 散歩中に排せつした場合は必ず
片付けて持ち帰りましょう**
そのための道具（袋・ペットシートなど）を必ず持参してください。



**3 尿の処理はペットシートなどで
吸い取るなど、
周囲に配慮をしましょう**
水をかけるだけでは、臭いが残ったり汚れが広がることもあり、十分な対策とはいえません。

ご近所迷惑にならない ように飼いましょう

長時間吠え続けないう、環境を整え、しつけをしましょう。
自宅周辺の清掃を行うなど、衛生管理を心がけましょう。



放してはいけません

リードは必ずつけましょう

長いリードでは十分に犬を制御できません。人や他のペットに危害を加えないよう短めに持ち、しっかり制御しましょう。犬を放すと、迷子や交通事故の危険が高まり、犬にとっても大きなリスクになります。もしも飼い犬が人をかむなどの事故を起こした時は、発生場所の自治体に届け出てください。



横浜動物の愛護及び管理に関する条例（第7条、第9条）で定められています。

ドッグランやイベントなど、おでかけ先での事故が増えています！

横浜市から 犬の飼い主の方へ お知らせ

鑑札・注射済票を 首輪等につけましょう

犬の鑑札と毎年の狂犬病予防注射済票を必ず首輪等につけておきましょう。迷子になった時に番号で飼い主を特定することができます。

狂犬病予防法（第4条、第5条）で定められています。



年に1回、 狂犬病予防注射を 受けましょう

ご存知ですか？ 狂犬病のこと

狂犬病は、世界のほとんどの国や地域で発生している感染症です。一度発症すると、**ほぼ100%死亡する非常に危険な病気で、毎年世界中で約6万人もの方が命を落としています。**日本では、現在、狂犬病は発生していません。しかし、世界的には狂犬病はまだ猛威をふるっていて、人や物流の国際化が加速している今日、いつ、日本に狂犬病が侵入してきてもおかしくありません。治療法はありませんが、**予防接種で防ぐことができます。**

毎年4月から6月は狂犬病予防注射の接種期間です。動物病院または別紙の集合注射会場で受けましょう。

狂犬病予防法（第5条）で定められています。
狂犬病予防法施行規則（第11条）で定められています。

山折り

谷折り

山折り

切り取ってお使いください

事前に確認しておきましょう

電話やメールが使えなくなった場合の家族との連絡手段・集合場所

地域防災拠点（）

横浜市ホームページ「地域防災拠点」

横浜市（）区福祉保健センター（生活衛生課）

電話番号

（）警察署

電話番号

横浜市動物愛護センターホームページ
災害時のペット対策（震災）

あらかじめペットの預け先を 探しておきましょう

（ペットの一時預け先）
● ペットが慣れている親戚、知人
● 動物病院
● 民間団体の施設など

※後日トラブルが生じないよう、条件・期間・費用など、事前に確認しておきましょう。
※複数の預け先を探しておきましょう。

預け先

住所

連絡先

非常用の備品を5日以上は 用意しましょう

用意ができたなら チェックしましょう。

できれば
7日分
以上！

- フード 水 食器
- 薬
- 予備の首輪 リード 洗濯ネット（猫の場合）など
- ペットシート 猫用の砂
- トイレトペーパー 新聞紙など
- ビニール袋
- キャリーバッグ ペットケージ
- その他（）

メモ

ペットと飼い主の 安心手帳



災害時、ペットと一緒に安全に避難するためには、日ごろからの備えが大切です。いざという時に、ペットの情報や必要な備えをすぐに確認できる手帳を作成し、ペット用非常持出袋の中に保管しておきましょう。年に一回は、手帳の内容を更新しましょう。

横浜市